

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第12号

Vol. 12

October. 2017



訃報	2
パートナー就任のご挨拶	3
個人情報の保護に関する法律改正について	4
弁護士保険制度について	6
出版案内	8

訃報

弁護士 阪 口 誠

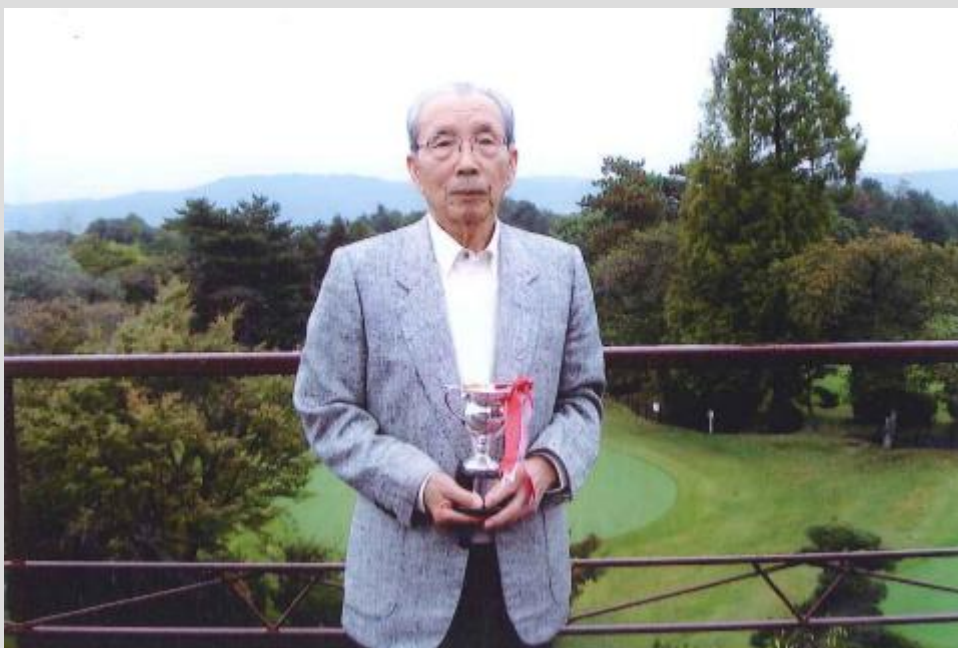
当事務所の相談役弁護士であり、私の父でもある阪口繁弁護士が、平成29年8月13日に享年91歳にて永眠いたしました。

ここに謹んで御報告申し上げますと共に、故人が生前中長年にわたって賜りましたご厚誼に対し衷心より御礼申し上げます。

また、誠に勝手ながら香典・供花・供物等につきましては、堅くご辞退申し上げます。これは、故人の強い遺志ですので何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

本来ならば拝趨の上、ご挨拶申し上げるところでございますが、略儀ながら本書をもって謹んで御報告申し上げます。

なお、通夜・葬儀につきましては、故人の厳命により家族葬にて滞りなく相済ませましたので、併せてお知らせいたします。



(平成22年10月 奈良国際G. Cにて)

パートナー就任のご挨拶

弁護士 松下 聡

このたび、私が当事務所のパートナーに就任しました事をご報告申し上げます。私は、平成21年に弁護士登録と共に当事務所に入所し、以来、企業法務や一般民事訴訟だけでなく、中小事業者・消費者等の自己破産申立、相続に関する案件、労働事件などから、大規模破産事件の管財人代理のような希少な経験まで、幅広い事案を担当する機会を頂きました。

なかでも、債権者申立事件の破産管財人代理を務めた際には、ほとんどの破産事件は自己破産申立であり、破産者の財産状況や破産債権者については、破産者の申立代理人が報告することで把握できます。しかし、債権者申立事件では、申立人の提出する資料が乏しいことから、管財人が一から自ら調査し、破産者の財産や債務を把握しなければなりません。そもそも破産事件については、法律に書かれざる運用や、実務的なノウハウが必要となる場面が多くあります。そんな中、破産事件の経験が豊富な当事務所において経験を積む機会があったことは、幸運であったと思っております。

また、いわゆる個人事件の受任についても早くから自由にさせて頂き、刑事弁護や家事事件、交通事故の損害賠償などにも携わって来ました。もちろん、国選、法テラスや弁護士費用特約など費用面での各種制度にも対応しております。

近年は、お許しを得て、住民訴訟の弁護団にも参加しております。現在は、大阪市が支出した政務活動費の返還を求める住民訴訟の代理人をしています。住民訴訟は、地方公共団体の公金の支出、財産の管理等に違法性があると考えられる場合、一般の住民が首長に対し、支出した公金の返還請求をすること等を求めて訴えるものです。住民訴訟を起こす場合、前提として地方公共団体の監査委員に対し、住民監査請求を行う必要があります。住民訴訟は、監査の結果に不服のある場合、期間内に監査が行われない場合などに起こすことができますが、それら

の事情があった日から30日以内に提起する必要があり、独特の苦労があります。また、一般的な訴訟と異なり、原告が紛争の当事者とは言い難いため、これも自ら集めない限り資料を何も持たないのも特徴と言えます。このような独特の事件について、経験のある他事務所の先生方と当たることに、非常に感謝しております。

このような様々な経験ができたのも、依頼者様やご縁のあった皆さまのおかげです。今後はパートナーとして、皆さまに必要な法的サービスを、より迅速かつ安価に提供できるよう努めてまいります。

未だ経験も浅い身ですので、皆さまには引き続きご指導ご鞭撻を賜りたいと思っております。今後ともよろしくお願い致します。





個人情報の保護に関する法律改正について

弁護士 清原 直己

1 平成27年に改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます）が、平成29年5月30日に施行されました。

以下に改正のポイントについて簡単にご紹介します。

2 個人情報保護委員会

改正前は、事業者の監督については、事業等を所管する各省庁が監督するという主務大臣制を採用していましたが、主務大臣制を廃止し、個人情報保護委員会に権限を一元化することになりました。

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進、個人情報等の取扱いに関する監督、個人情報の取り扱いに関する苦情に対する必要なあっせん及びその協力等の事務をつかさどります（個人情報保護法61条）。

また、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に対し、①報告・資料の提出、立入検査（個人情報保護法40条）②指導、助言（個人情報保護法41条）、③勧告命令（個人情報42条）の権限が与えられています。

その他、個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会に個人データについて第三者提供を行う場合（オプトアウト）の事前の届出（個人情報保護法23条2項）や個人情報が漏えいした場合に原則として個人情報保護委員会に報告しなければなりません（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）。

3 個人情報の定義

個人情報保護法第2条1項の定義は下記のとおりです（下線部が改正後に変更された箇所です。）。

記

個人情報保護法2条1項：この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

上記のとおり、「個人識別符号」も個人情報に該当することとなっています（個人情報保護法第

2条1項2号)。「個人識別符号」とは、①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号(DNA, 顔の容貌, 指紋等)やサービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(マイナンバー, 免許証番号等)のことです(個人情報保護法2条2項)。

その他, 人種, 信条, 社会的身分, 病歴, 犯罪の経歴等の情報を「要配慮個人情報」(個人情報保護法2条3項)とし, 取得する際には, 事前に本人の同意を得なければならないとされています(個人情報保護法17条2項)。

4 対象事業者の変更

改正前個人情報保護法においては, 取り扱う個人情報の数が少ない事業者(具体的には, 過去6ヶ月以内のいずれの時点においても5000人以下の事業者)については, 規制の対象外とされていました。

本改正により, 取り扱う個人情報の数が少ない事業者も対象となりました。

もっとも, 個人データの漏えい等に関する安全管理措置(個人情報保護法20条)については, 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」において, 一般的な手法の例示とは別に中小規模事業者向けの安全管理措置の手法が示されています。

5 個人情報の第三者提供

本改正により, 個人情報の第三者提供に関して, オプトアウト手続による第三者提供を行うには, 個人情報保護委員会に届け出なければならないようになりました(個人情報保護法23条2項)。

また, 個人情報取扱事業者が, 個人データを第三者に提供するにあたって, 例外事由に該当しない限り, 記録を作成する義務を負います(個人情報保護法25条)。

そして, 個人データを受領する第三者も同様に, 個人データを提供する者の氏名や個人データの取得の経緯等の一定の事項について確認し, 記録を作成しなければなりません(個人情報保護法26条1項, 3項)。

また, 作成した記録は一定期間保管しておく必要があります(個人情報保護法25条2項, 26条4項)。

6 その他

その他, 匿名加工情報(個人情報2条9項)という類型を創設し, 一定の取扱の規律のもと, 情報の自由な利活用が可能とされたり, 外国の第三者への個人データ提供に関する規律等も改正されています。

7 結語

以上のとおり, 簡単ながら, 個人情報保護法の改正点を紹介させていただきました。施行日から日が浅く, 解釈に問題が生じ得るような点もありますが, 個人情報保護委員会から発表されているガイドライン等を手掛かりに, 必要な対応をしなければならないと思われれます。

以上

弁護士保険制度について

平成29年10月

弁護士湯浅 靖

保険会社による弁護士保険制度が始まってから一定の年数が経過し、すっかり定着した感もありますが、ここで弁護士保険制度の仕組等を整理し、万が一の事態に備えて頂ければと思います。

1. 弁護士保険制度

損害保険会社等が販売する弁護士保険の契約者が事故被害に遭い、弁護士に法律相談や交渉等の依頼をした場合、その費用が保険金として支払われる制度のことです。現在では、自動車保険の特約として販売されるケースが多いです。

多くは、法律相談費用として10万円、損害賠償請求費用として300万円という上限が設定されています。

保険会社によっては、自動車保険に付帯された弁護士費用特約であっても、自動車事故以外の日常生活被害事故の損害賠償請求にかかる弁護士費用も支払対象とされている場合があります。例えば、居酒屋で酔った客に殴られて負傷した場合、隣家の飼い犬にかまれて負傷した場合等があります。※保険会社や商品によって約款が異なるため、契約する保険会社に確認する必要があります。

2. 弁護士保険制度の現状

日本弁護士連合会では、保険会社の一部と協定を結び、各弁護士会を通じて弁護士を紹介する日弁連リーガルアクセスセンター（LAC）を運営しています。2004年度ではLAC取扱件数は50件にとどまっていたましたが、2014年度では2万7588件にまで急増しています。これは、日弁連と協定している保険会社のみを集計結果であり、協定していない保険会社を含めると、その件数はさらに増えることになります。

東京海上日動火災保険株式会社のように、LACと提携していない保険会社の場合、契約者からの要請があれば、保険会社から弁護士の紹介を受けることができる場合があります。

3. 弁護士保険のメリット

(1) 年間数千円の保険料負担をすることで、上限額の範囲内の弁護士費用が保険会社から支払われます。一般的な弁護士保険では、仮に保険料が支払われたとしても、保険契約更新時における保険料アップはありません。

(2) 知り合いの弁護士がいなかったとしても、日弁連や保険会社を通じて弁

護士の紹介を受けることができる場合があります。

- (3) 少額の物損事案においても、弁護士に委任することができます。そのため、人身損害、物的損害のいずれのケースでも、従前であれば費用倒れになっていた場合でも、適正な解決を行うために、費用の点を気にすることなく弁護士に委任することが可能です。

4. 弁護士保険を使用するメリットのある具体例

(1) 人身損害

慰謝料の算定や休業損害の算定において、弁護士が代理人として交渉することにより、保険会社内部の基準よりも高い基準で示談解決することが可能な場合があります。

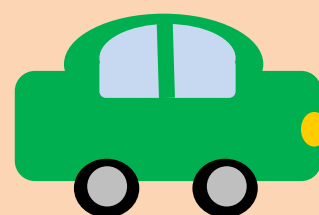
(2) 過失割合

保険会社間での示談交渉では、予め定型化されている基準にあてはめた解決を優先しがちですが、事故状況を立証することにより、実際の事故状況に応じた適正な解決を図ることが可能になります。

- (3) その他、代車費用や格落ち損害等、保険会社がなかなか認めてくれないケースにおいて、弁護士が代理人として関与することで、円満な解決を図ることができる場合があります。

5. 問題点

- (1) 弁護士費用として保険会社から支払われる保険金には、300万円までといった上限が設定されているケースが多いようです。高額な人身損害について請求を行う場合、保険金の上限を超える場合があり、その場合には自己負担となる可能性があるため注意が必要です。
- (2) 方針をめぐって依頼した弁護士とトラブルになるケースがあります。依頼した弁護士とは1回限りの関係であることが多いため、信頼関係を維持するためにも、弁護士とコミュニケーションをとって頂くことが大切かと思えます。

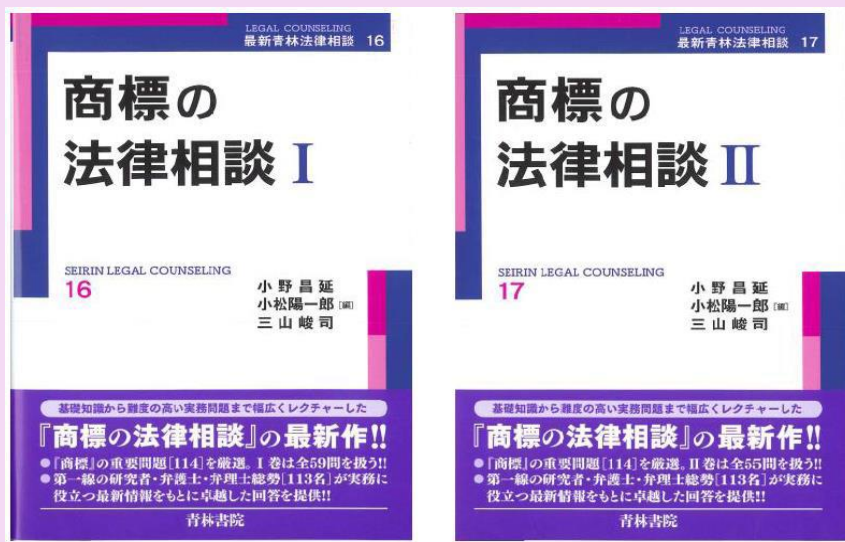


◇出版案内◇

小野昌延先生，小松陽一郎先生と当事務所の弁護士・弁理士三山峻司が「商標の法律相談（Ⅰ）（Ⅱ）」（青林書院）を共同編集させて頂き執筆にも加わりました。9月末に発刊されました。

新しい法律問題にも対応した計114のQ&Aからなっております。

研究者・弁護士・弁理士総勢[113名]が基礎知識から難度の高い問題まで実務に役立つ最新情報を幅広くレクチャーしております。



所属弁護士

(京都産業大学法科大学院教授)

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司 弁護士・公認不正検査士 阪口 誠

弁護士 湯浅 靖 弁護士 松下 聡 弁護士 安田 幸司

弁護士・弁理士 清原 直己 弁護士 矢倉 雄太

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

